

専任主任技術者及び現場代理人の取扱いについて（概要）

目 的

標記の件については、技術者不足が懸念される中、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策予算の着実な執行を図ることを目的に平成31年2月から専任主任技術者等の兼任の緩和措置を講じているところですが、現行の5か年加速化対策も含め、さらなる着実な予算執行を図るため、以下のとおり緩和措置を改めます。

適用時期

令和7年2月1日以降適用します。

内 容

(1) 専任主任技術者について 【変更なし】

工事場所が直線距離で10km以内で密接な関係があると認められる場合は兼任可能(2件)とします。対象工事であることは入札公告に記載しています。

ただし、兼任できる工事は2件とも大分県（土木建築部以外も含む。）が発注した工事であること。

(2) 現場代理人について 【今回変更】

以下の要件を全て満たす場合は、現場代理人の兼務を認めます。

なお、兼務ができる工事は2件とします。対象工事であることは現場説明書に記載しています。(注1)

①2件の工事場所が直線距離で10km以内又は同一の市町村内であること。

②それぞれの工事の請負代金額が **4,500万円**未済（建築一式工事においては **9,000万円**未済）であること。(注)

（ただし、いずれかの工事が **4,500万円**以上（建築一式工事において **9,000万円**以上）であっても、当該工事に配置された主任技術者が上記（1）により兼任を認められた場合は、当該工事の現場代理人の兼務を認める。）

③兼務する2件の工事がいずれも大分県土木建築部の発注機関であること。

(注) 請負代金額を 4,000万円未済(建築一式工事においては 8,000万円未済)としていた要件を緩和しました。